

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第30号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

(瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則(昭和39年瀬戸市規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の支給) 第7条の2 条例第19条の2 <u>第3項第1号</u> の規則で定める額は、次の表の支給区分欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ支給額欄に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が3時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。	(管理職員特別勤務手当の支給) 第7条の2 条例第19条の2 <u>第2項</u> の市長が規則で定める額は、次の表の支給区分欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ支給額欄に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が3時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。
<省略>	<省略>
2 条例第19条の2 <u>第3項第1号</u> に定める勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	2 条例第19条の2 <u>第2項</u> ただし書の市長が規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
3 <u>条例第19条の2第3項第2号</u> の規則で定める額は、次の表の支給区分欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ支給額欄に定める額とする。	
<u>支給区分</u>	<u>支給額</u>

部長又はこれに相当する職	5,000円
課長又はこれに相当する職	4,300円
課長補佐又はこれに相当する職	3,500円
4 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした同条第1項に規定する管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。	

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成18年瀬戸市規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額)	(管理職員特別勤務手当の額)
第5条 条例第6条第2項の規定により読み替えて適用される瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)第19条の2第1項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第1号の規則で定める額は、給与支給規則第7条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)から(3)まで <省略>	第5条 条例第6条第2項の規定により読み替えて適用される瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)第19条の2第1項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第2項の規則で定める額は、給与支給規則第7条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)から(3)まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。